



平成 19 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 新 井 組
代表者名 取締役社長 酒井 松喜
(コード番号 1854 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員管理本部副本部長
山下 博行
(TEL. 0798-26-8156)

建設業法に基づく営業停止処分について

この度、当社は、名古屋市上下水道局発注工事の入札に関して当社社員が談合罪で刑事処分を受けたことに伴い、建設業法の規定に基づき、国土交通省より平成 19 年 4 月 12 日付で下記のとおり営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンスの強化等を徹底し、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成 19 年 4 月 27 日から平成 19 年 5 月 26 日までの 30 日間

3. 今後の見通し

この度の処分による影響は、現段階では不明確ではありますが、軽微であると考えております。

以 上